官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三三三）　二
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（三三四）　三
○国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令（三三五）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三六）　四
〔その他告示〕
○保険業法第百三十二条第一項の規定により保険会社に業務の一部の停止を命じた件（金融庁七八）　四
○科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間の延長及び一部改正に関する議定書の署名及び効力発生に関する件（外務三二五）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一三〇五）　五
○航路標識に関する件
（海上保安庁四一、四二）　六
○道路に関する件
（東北地方整備局一〇六）　七
○道路に関する件
（関東地方整備局二三三）　七
○道路に関する件
（中部地方整備局七一、七二）　八
○浄化槽の型式を認定した件
（近畿地方整備局一一九）　八
○道路に関する件
（四国地方整備局七〇）　八
○道路に関する件
（九州地方整備局一〇〇、一〇一）　八
〔国会事項〕
内閣　法務省　外務省　八
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（北海道労働局最低賃金公示五、埼玉同六、大阪同四・五）　一〇
国家試験
令和八年度技術士第一次試験の試験会場（文部科学省）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件
（法務省告示配一六六～一六八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三百三十三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

2　この政令は、令和八年十一月一日から施行し、改正後の別表第一の規定の一部については、同年八月一日から適用する。（附則関係）

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十四号）（内閣官房）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行期日は、令和八年十月三十日とする。

◇国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令（政令第三百三十五号）（内閣官房）

1　事務局

⑴　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。（第一条関係）

⑵　事務局に、事務局次長一人を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第二条関係）

⑶　事務局に、審議官一人を置き、審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第三条関係）

⑷　事務局に、参事官三人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第四条関係）

2　事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。（第五条関係）

3　本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。（第六条関係）

4　本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。（第七条関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　関係政令について所要の改正を行うものとする。（附則第二項及び第三項関係）

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十六号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条の規定に基づき、特定重要物資として、体外式膜型人工肺を新たに指定する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち大使館の表中南米の項中「キューバ

						1,240,000	1,200,000	
1,130,900	1,092,800	1,035,800	940,700	845,600	750,500	674,500	636,400	598,400
560,400								

」を「

キューバ				1,330,000	1,290,000	1,213,900	1,172,500	1,110,500
1,007,100	903,700	800,300	717,600	676,300	634,900	593,600		

」に改め、同表欧州の項中「

ウクライナ			1,040,000	1,010,000	957,300	928,600	885,500	813,800
742,100	670,400	613,000	584,300	555,600	526,900			

」を「

ウクライナ								
1,080,000	1,050,000	998,900	968,500	923,000	847,100	771,200	695,300	634,600
604,300	573,900	543,600						

」に、「

ベラルーシ						830,000	800,000	756,900
730,600	691,200	625,500	559,800	494,100	441,600	415,300	389,000	362,800

」を「

ベラルーシ			870,000	850,000	796,400	768,500	726,700	657,100
587,500	517,800	462,100	434,300	406,400	378,600			

」に、「

ロシア								
1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000
422,800	392,500	362,300						

」を「

ロシア						1,180,000	950,000	884,600
851,600	802,200	719,700	637,200	554,800	488,800	455,800	422,800	389,900

」に改め、同表中東の項中「

アフガニスタン						980,000	950,000	907,400	881,500
842,600	777,900	713,200	648,400	596,600	570,700	544,800	519,000		

」を「アフ

ガニスタン	1,090,000	1,060,000	1,004,500	974,700	930,100	855,600	781,200		
706,700	647,100	617,400	587,600	557,800 」	に、「イラク		1,000,000		
980,000	927,400	900,700	860,600	793,900	727,200	660,400	607,000	580,300	920,000
900,000	848,500	821,800	781,700	714,800	648,000	581,100	527,600	500,900	
553,600	527,000	を「イラク			1,030,000	1,000,000	953,000	925,300	
474,100	447,400 」	イラン			970,000	940,000	892,800	864,200	
883,700	814,400	745,100	675,800	620,400	592,600	564,900	537,200	に改める。	
821,500	750,200	678,900	607,700	550,600	522,100	493,600	465,100 」		
別表第一のうち二　総領事館の表欧州の項中				「ウラジオストク			770,000	719,400	
				サンクトペテルブルク			760,000	740,600	
				ハバロフスク			770,000	719,400	
				ユジノサハリンスク			770,000	719,400	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600	「ウラ	
698,100	627,200	556,300	485,400	428,700	400,300	372,000	343,600	サン	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600	ハバ	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600 」	ユジ	
ジオストク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
クトペテルブルク	830,000	808,700	761,900	683,900	605,900	527,900	465,500		
ロフスク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
ノサハリンスク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
415,400	386,600	357,900							
434,300	403,100	372,000							
415,400	386,600	357,900							
415,400	386,600	357,900 」							

に改める。

附　則

この政令は、令和八年十一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在キューバ、在ベラルーシ、在ロシア及び在イランの各日本国大使館並びに在サンクトペテルブルク日本国総領事館に係る部分に限る。）は、同年八月一日から適用する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十四号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日は、令和八年十月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十五号

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条　事務局に、事務局次長一人を置く。

2　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第三条　事務局に、審議官一人を置く。

2　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第四条　事務局に、参事官三人以内を置く。

2　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（事務局長等の勤務の形態）

第五条　事務局長、事務局次長、審議官及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第六条　この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第七条　本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「船舶活用医療推進本部に置かれる事務局」を「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

3　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人工知能戦略本部」の下に「、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を加える。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号中「人工呼吸器」の下に「及び体外式膜型人工肺」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第一項の規定により、令和八年十月九日、プルデンシャル生命保険株式会社及びジブラルタ生命保険株式会社に対し、令和八年十月十三日から令和九年一月三十一日までの間、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十四条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十八日

金融庁長官　伊藤　豊

業務の一部の停止の範囲

保険募集及び保険契約の締結（当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）

○外務省告示第三百二十五号

令和八年十月二日に東京で、科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間の延長及び一部改正に関する議定書の署名が行われ、同議定書は、同日に効力を生じた。

令和八年十月二十八日

外務大臣　茂木　敏充

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間の延長及び一部改正に関する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十九年三月十九日にワシントンで作成された議定書及び同年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、同年七月十六日にワシントンで作成された議定書により延長され、及び改正され、二千四年七月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、二千十四年四月二十三日に東京で作成された議定書により延長され、二千二十四年七月十五日にワシントンで作成された議定書により延長され、並びに二千二十六年一月十六日に東京で作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年十月二十日に終了することを認識し、

協定第九条2の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条1並びに第九条1及び2を次のように改める。

1　協定第五条1を次のように改める。

1　両締約国政府は、合同高級委員会を設置する。合同高級委員会は、両締約国政府の適当な高いレベルの代表者を共同議長とする。日本国政府側の議長は、外務大臣又はその選定する者とする。アメリカ合衆国政府側の議長は、科学技術政策局長又はその選定する者とする。

2　協定第九条1を次のように改める。

1　この協定は、署名により効力を生じ、終了する時まで効力を有する。いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、いつでもこの協定を終了させる意思を書面により通告することができるものとし、その場合には、この協定は、そのような通告が行われた日の後六箇月で終了する。

3　協定第九条2を次のように改める。

2　この協定は、両締約国政府間の相互の合意により改正することができる。

第二条

協定附属書Ⅳを次のように改める。

附属書Ⅳ　知的財産に対する権利

Ⅰ　一般的義務

両締約国政府は、この協定及び関係実施取極に基づいて創出され、又は提供される知的財産の適切かつ効果的な保護を確保する。当該知的財産に対する権利は、この附属書の定めるところにより配分する。

Ⅱ　適用範囲

A　この附属書の規定は、両締約国政府又はそれらの選定する者が別段の合意をする場合を除くほか、この協定に基づいて行われる全ての協力活動に適用される。

B　この協定の適用上、「知的財産」とは、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条に掲げる対象事項をいい、両締約国政府が合意するその他の対象事項を含めることができる。

C　各締約国政府は、必要に応じ、自国の参加者との契約その他の法的手段を通じて、他方の締約国政府がこの附属書の規定に基づいて配分される知的財産に対する権利を取得することができることを確保する。この附属書の規定は、締約国政府とその参加者との間における当該締約国政府の国の法令及び慣行によって決定する配分を変更し、又は妨げるものではない。

D　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の下で生ずる知的財産に関する紛争は、関係する参加機関の間又は必要に応じ、両締約国政府間若しくはそれらの選定する者の間の討議を通じて解決されるものとする。紛争は、両締約国政府間の

相互の合意が得られる場合には、関係する国際法の規則に基づいて拘束力を有する仲裁のために仲裁裁判所に付託される。両締約国政府又はそれらの選定する者が書面による別段の合意をする場合を除くほか、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則が規律する。

E　この協定の終了又は失効は、この附属書の規定に基づく権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

Ⅲ　権利の配分

A　各締約国政府は、この協定に基づく協力により直接に生ずる研究論文並びに科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための世界的な、非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権を有する。この協定の下で作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布される全てのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

B　Aに規定する権利以外の全ての形態の知的財産に対する権利は、次のとおり配分する。

(1)　客員の研究者を受け入れる締約国政府又はその選定する者及び客員の研究者を雇用し、又は援助している締約国政府又はその選定する者は、当該客員の研究者がこの協定に基づく協力活動に参加する前に、当該客員の研究者が創出する知的財産に対する権利の配分について討議し、及び決定することができる。そのような決定が行われていない場合には、客員の研究者は、受入機関の方針に従って権利、報酬、賞与及び使用料を受領する。この協定の適用上、客員の研究者とは、他方の締約国政府の機関（受入機関）を訪問している研究者であって、当該機関のみによって計画された活動に従事しているものをいう。

(2)(a)　(1)の規定の対象となる協力活動以外の協力活動の下で一方の締約国政府が雇用し、又は援助する者によって創出された全ての知的財産は、当該一方の締約国政府が所有する。両締約国政府が雇用し、又は援助する者によって創出される知的財産は、両締約国政府が共同で所有する。さらに、知的財産を創出した者は、当該創出した者を雇用し、又は援助している機関の方針に従って報酬、賞与及び使用料を受領する権利を有する。

(b)　各締約国政府は、実施取極その他の取極による別段の合意がない限り、自国の領域内において、協力活動の過程で創出される知的財産を利用し、かつ、他の者に対し当該知的財産を利用することを認める権利を有する。

(c)　締約国政府の領域外における当該締約国政府の権利は、例えば、協力活動に対する両締約国政府及びそれらの参加者の相対的寄与、知的財産の法的保護の取得及び実施権の許諾における関与の程度その他適当と認める要素を考慮して、合意によって決定する。

(d)　(a)及び(b)の規定にかかわらず、いずれか一方の締約国政府が、特定の事業が他方の締約国政府の国の法令によって保護されない知的財産の創出につながる可能性がある、又はつながったと信ずる場合には、両締約国政府は、当該知的財産に対する権利の配分を決定するための討議を直ちに行う。当該討議が開始された日の後三箇月以内に合意を達成することができない場合において、いずれかの締約国政府の要請があったときは、当該事業に関する協力は終了する。そのような場合であっても、知的財産を創出した者は、(a)の規定に定めるところにより報酬、賞与及び使用料を受領する権利を有する。

(e)　全ての協力活動の下で行われる各発明について、当該発明をした者を雇用し、又は援助している締約国政府は、他方の締約国政府に対し、当該他方の締約国政府が潜在的に有する権利を確定することを可能にするために必要な、あらゆる資料及び情報とともに、当該発明を速やかに開示する。いずれか一方の締約国政府は、当該発明に係る自国の権利を保護するため、他方の締約国政府に対し、当該資料又は情報の出版又は一般公開を遅らせるよう、書面により要請することができる。そのような遅延は、書面による別段の合意がない限り、発明側の締約国政府が他方の締約国政府に対し発明を開示した日から六箇月の期間を超えてはならない。

Ⅳ　商業上の秘密である情報

この協定に基づいて、商業上の秘密として適時に特定された情報が提供され、又は創出された場合には、各締約国政府及びその参加者は、適用される法令及び行政上の慣行に従って当該情報を保護する。情報は、当該情報を有する者が当該情報から経済的利益を得るか又は当該情報を有しない者に対し競争上の優位を得る可能性があり、かつ、当該情報が、一般的に知られていないか又は他の情報源から公然に入手することができず、及び当該情報を有する者により秘密のものとして取り扱う義務を適時に課することなしに過去に利用に供されていない場合に、「商業上の秘密」として特定することができる。

第三条

この議定書は、両締約国政府の署名の日に効力を生ずる。二千二十六年一月十六日に東京で作成された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書は、この議定書が効力を生ずる時に終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十六年十月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充
アメリカ合衆国政府のために
マイケル・クラツィオス

○国土交通省告示第千三百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5887号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＲ	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿一丁目7番28号
第5888号	第一種紅灯	〃	〃	〃
第5889号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5890号	第一種紅灯	〃	〃	〃
第5891号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＧ	〃	〃
第5892号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5893号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5894号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5895号	第一種紅灯	ＮＬＬＡ－１ＲＧ	〃	〃
第5896号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5897号	第一種紅灯	ＮＬＬＡ－１ＲＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5898号	第一種緑灯	〃	〃	〃

○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月二十八日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　伊奈港西防波堤灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（伊奈港西防波堤外端）

北緯　三四―三三―二八

東経　一二九―一八―四九

廃止年月日　令和八年十月一日

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月二十八日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　鹿島液化ガス共同備蓄基地シーバース灯

位置

所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の南南東方約三・四キロメートル）

北緯　三五―五五―三五

東経　一四〇―四二―二四

変更した事項

一　附属施設　副灯四個

(一)　灯質　モールス符号Ｕ（・―）毎一〇秒に白光一

(二)　光度　実効光度一四〇カンデラ

(三)　光達距離　五・五海里

(四)　設置場所及び高さ

(五)　記事　副灯四個は、本灯に同期している。

二　鹿島液化ガス共同備蓄株式会社管理

変更年月日　令和六年四月一日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十七灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の南東方約五三〇メートル

北緯　三四―二五―一八

東経　一三五―一七―〇四

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　令和八年九月十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十八灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約八二〇メートル

北緯　三四―二五―一九

東経　一三五―一七―〇四

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　令和八年九月十日

名称　草垣島灯台

位置

所在地　鹿児島県南さつま市（草垣島）

北緯　三〇―五一―四二

東経　一二九―二七―五二

変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・〇海里

変更年月日　令和八年九月十五日

記事　一時変更

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十三灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の南東方約二三〇メートル

北緯　三四―二五―二五

東経　一三五―一六―五五

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル

変更年月日　令和八年九月十六日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十四灯）

位置

所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約五二〇メートル

北緯　三四―二五―二五

東経　一三五―一六―五六

変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル

変更年月日　令和八年九月十六日

名称　川白港新西防波堤灯台

位置

所在地　北海道古宇郡神恵内村（川白港新西防波堤外端）

北緯　四三―一三―〇一

東経　一四〇―一九―三八

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・三メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　西浦港足保一号防波堤灯台

位置

所在地　静岡県沼津市（西浦港足保一号防波堤外端）

北緯　三五―〇一―〇八

東経　一三八―五〇―一七

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光

光度　実効光度二七カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　小浜港西防波堤灯台

位置

所在地　福井県小浜港（西防波堤外端）

北緯　三五―三〇―〇三

東経　一三五―四四―〇三

変更した事項　灯質　群せん赤光　毎一二秒に三せん光

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル

変更年月日　令和八年九月十七日

名称　出雲日御碕サカグリ照射灯

位置

所在地　島根県出雲市（日御碕）

北緯　三五―二六―〇三

東経　一三二―三七―四七

変更した事項　光度　三、七〇〇、〇〇〇カンデラ

変更年月日　令和八年九月二十五日

名称　美々津港灯台

位置

所在地　宮崎県日向市（七ツ瀞）

北緯　三二―一九―二九

東経　一三一―三七―二一

変更した事項　灯質　単せん白光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度四二〇カンデラ

変更年月日　令和八年九月二十五日

名称　鵜石鼻灯台

位置

所在地　岡山県備前市（鹿久居島鵜石鼻）

北緯　三四―四二―一三

東経　一三四―二〇―三〇

変更した事項　灯質　群せん白光　毎一四秒に三せん光

光度　実効光度四二〇カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル

変更年月日　令和八年九月二十九日

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県西置賜郡小国町大字玉川字巣沢九六二の一から同町大字松岡字中段六二〇〇番六まで	前	A　九・五〇～一〇・六五メートル	一一・一〇〇キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・六四～一五・九九	七・二一七	
	後	A　九・五〇～一〇・六五	一一・一〇〇	
		B・C　一二・六四～一五・九九	一〇・二三一	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員	延長	図面縦覧場所
四百六十八号	稲敷市清水字前浦一七七七番一地先から千葉県香取郡神崎町小松字京田二〇五五番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	一二・八五～二六・一三六メートル	〇・五三九キロメートル	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月二十八日

○中部地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　中部地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
岐阜県養老郡養老町口ケ島字寺田七八六番三から同町口ケ島字中島五一九番一まで	一二・八五～二六・一三六メートル	〇・五三九キロメートル

四　指定する期日　令和八年十月二十八日

○中部地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　中部地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	岐阜県養老郡養老町口ケ島字寺田七八六番三から同町口ケ島字中島五一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月二十八日

○近畿地方整備局告示第百十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年十月六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十八日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整型担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
大阪市北区大深町５番54号グランゲリーン大阪南館パークタワー㈱クボタ 代表取締役　花田　晋吾	クボタ浄化槽　ＫＲＺ(Ｐ)―１Ａ型	6―26―Ｈ―002―1
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―２Ａ１型	〃―2
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―２Ａ２型	〃―3
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―4
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―ＡＢ型	〃―5

工場の所在地及び名称	浄化槽の名称	認定番号
茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場	クボタ浄化槽　ＫＴＺ(Ｐ)―１Ａ型	6―26―Ｈ―003―1
栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業㈱	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―２Ａ型	〃―2
滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―3
福岡県宮若市上有木95番地　㈱協立　九州工場	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―２Ａ型	〃―4
沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―5

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
大阪市北区大深町５番54号グランゲリーン大阪南館パークタワー㈱クボタ 代表取締役　花田　晋吾	クボタ浄化槽　ＫＲＺ(Ｐ)―１Ａ型	6―26―Ｈ―003―1
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―２Ａ１型	〃―2
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―２Ａ２型	〃―3
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―4
	〃　ＫＲＺ(Ｐ)―ＡＢ型	〃―5

工場の所在地及び名称	浄化槽の名称	認定番号
茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場	クボタ浄化槽　ＫＴＺ(Ｐ)―１Ａ型	6―26―Ｈ―003―1
栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業㈱	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―２Ａ型	〃―2
滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―3
福岡県宮若市上有木95番地　㈱協立　九州工場	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―２Ａ型	〃―4
沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業	〃　ＫＴＺ(Ｐ)―３Ａ型	〃―5

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
徳島県三好郡東みよし町加茂一八四一番四地先から同町加茂一七九六番一まで	前	一三・八メートル～一四・七メートル	〇・〇〇八キロメートル	
	後	一三・五メートル～一四・七メートル	〇・〇〇八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び二百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
諫早市森山町田尻字東九平次一六一六番一〇から同市小野町三三二番一まで	前	A 四〇・五メートル～五〇・五メートル	四・六一四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇メートル～一二・六メートル	四・九九六キロメートル	
		C 一二・〇メートル～三六・五メートル	〇・八三〇キロメートル	
	後	A 六・五〇メートル～五〇・五〇メートル	四・六一四キロメートル	
		B 一二・六四メートル～六五・五〇メートル	四・九九六キロメートル	
		C 一二・〇〇メートル～三六・五八メートル	〇・八三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐世保市江迎町中尾二五番一から同市江迎町中尾二四番一〇まで	前	一三・八〇メートル～一九・一五メートル	六一・三〇キロメートル～七二・二〇キロメートル
	後	一九・一五メートル	七二・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

十月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

不動産取引の運用改善に関する質問主意書

会議

十月二十七日（火曜日）午後一時　本会議

参議院

質問主意書転送

十月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

公共交通機関等の車両・船舶の使用停止処分と利用者への影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇号）

公助を求める国民の声に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一一号）

人事異動

内閣

特命全権大使

同　伊藤　康一

同　奥田　直久

願に依り本官を免ずる（各通）（十月二十三日）

法務省

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる

任期は令和九年十二月三十一日までとする

加藤　朋寛

検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる

高等裁判所長官　萩原　秀紀

堀田　眞哉

法制審議会委員に任命する（以上十月二十三日）

外務省

（在オーストリア日本国大使館参事官）外務技官　志賀　尚子

人事院規則十一―四第三条第一項第五号により休職にする

休職の期間は令和十一年十月七日までとする

休職の期間中、給与は支給しない（十月八日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する

（高知大学名誉教授）　北條　正司

正四位に叙する

（東京芸術大学名誉教授）　佐藤　眞

従四位に叙する

新津　勝宏

正五位に叙する（各通）

星野　周弘

大濱　嘉彦

北洞　勝臣

鈴木　潔

藤原　良範

従五位に叙する（各通）

井上　昭己

鬼塚　宗徳

佐藤　慶五

丹野　貫壽

正六位に叙する（各通）

市岡　進

井上　秀利

大浦　正博

久津輪　太

遠藤　忠藏

橋爪　稔

長谷部正二

五賀　利雄

従六位に叙する（各通）

阿部　昭

萩原　清

原田　順一

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上九月二十一日）

（名古屋大学名誉教授）　濱本　正昭

従三位に叙する

（信州大学名誉教授）　岡崎　恒子

正四位に叙する

（岐阜大学名誉教授）　竹下　徹

従四位に叙する

橋場　稔

正五位に叙する

齋藤　實

加藤　高明　小森　光雄
西谷　洌　宮前鍬十郎

従五位に叙する（各通）
池田　智貝　増吉郎　片山　武男
樺澤　聡　末房　長明　高田　芳利
古谷　孝幸　宮崎　忠

正六位に叙する（各通）
上嶋　克弘　柿木　正路　齊藤　信義
坂本　勇　塚原　榮　鶴尾　芳隆
東條　篤教　徳永　利美　中村　照和
芳賀　鐵夫　宮崎　弘　湯澤　健吉
横山　弘

従六位に叙する（各通）
小林　照信　塚田　誠
寺門　好和　平泉　憲夫

正七位に叙する（各通）（以上九月二十二日）
（京都大学名誉教授）　池田　克夫

正四位に叙する
（北海道大学名誉教授）　八鍬　功

従四位に叙する
小橋川恒一

従五位に叙する（各通）
伊佐　吉秀　内山　恒雄
木本　清徳　小圷　孝
長與真一朗　半澤　洋次

正六位に叙する（各通）
穴澤　純夫　大西　久成
（垂水市議会議員）　川越　信男
高塚　存昶　丸山　義照

従六位に叙する（各通）
齋藤　正一

正七位に叙する（各通）
町口　昭弘

従七位に叙する（以上九月二十三日）
高橋　虎彦

従五位に叙する
宮澤　英夫

従六位に叙する（各通）
坂本　幹男

従七位に叙する（以上九月二十四日）
柳田　直吉

正七位に叙する（以上九月二十四日）
長谷川　巖

○叙勲

旭日双光章を授ける
大浦　正博

旭日単光章を授ける（以上九月二十一日）
（垂水市議会議員）　川越　信男　松屋　治郎

旭日双光章を授ける（各通）
小圷　孝

旭日単光章を授ける（以上九月二十三日）
（高知大学名誉教授）　北條　正司　小尾　孝男

瑞宝中綬章を授ける
（東京芸術大学名誉教授）　佐藤　眞

瑞宝小綬章を授ける（各通）
星野　周弘　市岡　進　鈴木　潔

瑞宝双光章を授ける（各通）
橋爪　稔　井上　秀利　久津輪　太

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
萩原　清　濱本　正昭

瑞宝中綬章を授ける
（信州大学名誉教授）　竹下　徹

瑞宝小綬章を授ける
（岐阜大学名誉教授）　橋場　稔　加藤　高明　樺澤　聡　塚原　榮

瑞宝双光章を授ける（各通）
徳永　利美　芳賀　鐵夫　横山　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）
長與真一朗　半澤　洋次　藤川　忠良

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十三日）
増田　好樹　町口　昭弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　虎彦

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十三日）
柳田　直吉

瑞宝双光章を授ける
木村　敏秋

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十四日）
太田　壱

瑞宝双光章を授ける（九月二十六日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月二十八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
備考　酒田市広野字土橋一二一番一から同市広野字上通一四五番一まで

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十五号
(三) 占用を制限する区域　区域
豊田市大畑町三反田から同市大畑町神戸まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月二十八日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
備考　占用を制限する理由は、この限りでない。

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年十月二十八日

海難審判所長　永本　和寿

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六八〇	佐藤　公亮	八・七・一三
二六八一	小城戸　裕晶	〃・〃・二三
二六八二	玉置　裕一	〃・〃・二七
二六八三	片田　政治	〃・九・二七

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	
一四〇〇	東　攻	八・八・一二	死亡

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,165円」を「１時間1,221円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,161円」を「１時間1,216円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,185円」を「１時間1,240円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（令和７年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,197円」を「１時間1,258円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

国家試験

令和８年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第一条の二の規定に基づき、令和８年11月22日に実施する令和８年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年10月28日

文部科学大臣　関　芳弘

（試験日11月22日）

試験地	試験会場
北海道	北海学園大学豊平キャンパス　札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
岩手県	岩手大学上田キャンパス　盛岡市上田３丁目18番８号
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地２号
東京都	学習院大学目白キャンパス　豊島区目白１丁目５番１号
	大正大学巣鴨キャンパス　豊島区西巣鴨３丁目20番１号
	日本大学経済学部３号館　千代田区西神田１丁目２番５号
	日本大学経済学部本館　千代田区神田三崎町１丁目３番２号
	明治大学和泉キャンパス　杉並区永福１丁目９番１号
神奈川県	横浜市立大学金沢八景キャンパス　横浜市金沢区瀬戸22番２号
新潟県	新潟青陵大学　新潟市中央区水道町１丁目5939番地
石川県	石川県地場産業振興センター　金沢市鞍月２丁目１番地
静岡県	秀英予備校静岡本部校　静岡市葵区鷹匠２丁目７番１号
愛知県	愛知大学名古屋キャンパス　名古屋市中村区平池町４丁目60番６号
大阪府	大阪商業大学　東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
	大阪電気通信大学寝屋川キャンパス　寝屋川市初町18番８号
兵庫県	神戸市外国語大学　神戸市西区学園東町９丁目１番地
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	英明高等学校　高松市亀岡町１番10号
愛媛県	人間環境大学松山道後キャンパス　松山市道後樋又９番12号
福岡県	久留米大学御井キャンパス　久留米市御井町1635番地
	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
鹿児島県	鹿児島大学郡元キャンパス　鹿児島市郡元１丁目21番24号
沖縄県	ＫＢＣリゾート・エアライン＆ブライダル専門学校　那覇市金城５丁目８番６号

法務省告示第百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	丁　恒
生年月日	千九百八十一年五月七日

法務省告示第百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州においてその弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	髙橋　大悟
生年月日	千九百八十八年十一月十三日

法務省告示第百六十八号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、大韓民国において弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	李　大鉉
生年月日	千九百八十七年七月六日

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７４６６号

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
申立人　株式会社三井住友銀行
本籍名古屋市北区楠味鋺四丁目2233番地
最後の住所名古屋市北区楠味鋺四丁目2220番地
死亡の場所愛知県名古屋市北区
死亡年月日令和７年７月28日
出生の場所愛知県名古屋市北区
出生年月日昭和48年10月14日
職業　会社員　被相続人　亡　加藤　勝美
事務所名古屋市中区丸の内二丁目２番５号　丸の内ヒビノオフィスラインズ３階Ａ号室　弁護士法人Ｂｒｉｄｇｅ　Ｒｏｏｔｓ　ブリッジルーツ名古屋
相続財産清算人　弁護士　積木　丈典
催告期間満了日　令和９年５月28日

名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第８０２６８号
さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目２番６５号
申立人　社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
本籍埼玉県さいたま市大宮区上小町３０番地
最後の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋４丁目５番１０号　エクラシア武蔵浦和
死亡の場所埼玉県さいたま市南区
死亡年月日令和６年６月５日
出生の場所秋田県南秋田郡豊川村
出生年月日昭和１５年６月１日
職業無職　被相続人　亡　小濵　幸
事務所さいたま市浦和区岸町７－６－１３　全埼玉県パンビル３階Ａ号　くすのき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井上　光昭
催告期間満了日　令和９年５月３０日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第７４８６号
東京都中野区本町二丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍愛知県春日井市篠田町63９番地18
最後の住所愛知県春日井市篠田町63９番地18
死亡の場所愛知県春日井市
死亡年月日令和７年４月20日
出生の場所愛知県名古屋市南区
出生年月日昭和５年５月25日
職業不明　被相続人　亡　瀬戸　敏子
事務所名古屋市中区丸の内三丁目15番34号　ザ・ビルディングパーク丸の内５階　荒川武志法律事務所
相続財産清算人　弁護士　後藤新太郎
催告期間満了日　令和９年６月１日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７５２２号
名古屋市中村区松原町１丁目23番地の１　中村区役所等複合庁舎４階
申立人　名古屋市本陣市税事務所長　山本道子
本籍名古屋市中川区尾頭橋三丁目1419番地
最後の住所名古屋市中川区山王二丁目６番　Ａ－81４号　一光ハイツ山王
死亡の場所愛知県名古屋市中川区
死亡年月日令和５年12月頃
出生の場所愛知県名古屋市中村区
出生年月日昭和17年７月16日
職業　不詳　被相続人　亡　岡田　郷二
事務所名古屋市中区錦二丁目20番８号　東栄ビル７階　村瀬総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村瀬　敬太
催告期間満了日　令和９年６月１日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第２０６号
大阪市北区堂島一丁目６番20号
申立人　西日本高速道路株式会社
本籍鹿児島県霧島市国分広瀬四丁目1157番地
最後の住所鹿児島市皆与志町2928番地
死亡の場所鹿児島県鹿児島市
死亡年月日令和３年５月14日
出生の場所熊本県熊本市
出生年月日昭和41年６月22日
職業不明　被相続人　亡　泊　健二
鹿児島市山之口町１番10号鹿児島中央ビルディング９階　鶴丸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　本田　貴志
催告期間満了日　令和９年５月15日
鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第８１０６９号
大阪市天王寺区生玉町２番２１号
申立人　西塙　厚美
本籍大阪府大阪市天王寺区生玉町２番
最後の住所大阪府大阪市天王寺区生玉町２番２１号
死亡の場所大阪府大阪市天王寺区
死亡年月日令和７年１２月１３日
出生の場所大阪府大阪市南区
出生年月日昭和３２年１０月５日
職業　住職　被相続人　亡　西塙　康行
住所　大阪市北区西天満５－１４－７　和光ビル６階
相続財産清算人　弁護士　山本　隼平
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８１２００号
大阪市平野区瓜破２丁目１番６５－１０００号
申立人　川合　智惠
本籍大阪府大阪市鶴見区今津南四丁目１９５番地
最後の住所大阪府大阪市鶴見区今津南４丁目５番２２号
死亡の場所大阪府大阪市淀川区
死亡年月日推定令和８年７月２５日
出生の場所大阪府大阪市西区
出生年月日昭和３１年２月２５日
職業　不明　被相続人　亡　馬場　敦子
住所　大阪市中央区道修町３丁目１番６号Ｋ．シオノビル２階
相続財産清算人　弁護士　相沢　祐太
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第９０６４７号
埼玉県草加市谷塚町７３４番地１グリーンアベニュー谷塚７号棟４０２号室
申立人　松本　政雄
本籍東京都大田区蒲田二丁目１０番地
最後の住所東京都立川市西砂町４丁目７５番地の４　武蔵立川学園
死亡の場所東京都昭島市
死亡年月日令和８年３月２１日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和３０年３月１３日
職業　無職　被相続人　亡　三浦　陽子
事務所　東京都新宿区大久保２丁目７番１７号　晴和ビル２階　子浩法律事務所
相続財産清算人　弁護士　近藤　直子
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第４６６号
神奈川県相模原市中央区淵野辺３－８－17－301
申立人　濵田　貴子
本籍茨城県行方市玉造甲212番地
最後の住所茨城県行方市玉造甲212番地
死亡の場所茨城県鉾田市
死亡年月日令和８年１月21日
出生の場所茨城県土浦市
出生年月日昭和52年６月22日
職業会社員　被相続人　亡　成島　良浩
茨城県神栖市大野原４丁目７番11号鹿島セントラルビル新館５階神栖・鹿島セントラル法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀧　智英
催告期間満了日　令和９年５月７日
水戸家庭裁判所麻生支部

令和８年（家）第１１４号
長野市青木島３丁目９番地12
申立人　大井　英昭
本籍長野県佐久市岩村田837番地
最後の住所長野県飯田市上郷黒田2273番地５
死亡の場所長野県松本市
死亡年月日令和８年７月10日
出生の場所長野県飯田市
出生年月日昭和36年11月27日
職業会社員　被相続人　亡　吉田伊佐男
長野県飯田市育良町２丁目５－３松澤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松澤　崇志
催告期間満了日　令和９年５月７日
長野家庭裁判所飯田支部

令和８年（家）第４００４０号
北海道登別市若山町４丁目40番地３メープル・ペット・ワン303号弁護士法人のぼりべつ法律事務所
申立人　本間　寛菜
本籍北海道室蘭市輪西町二丁目120番地
最後の住所北海道虻田郡洞爺湖町成香109番地18　特別養護老人ホーム幸豊の杜　成香2021
死亡の場所北海道虻田郡洞爺湖町
死亡年月日令和８年３月23日
出生の場所北海道室蘭市
出生年月日昭和39年５月28日
職業不明　被相続人　亡　書川　健志
事務所北海道登別市若山町４丁目40番地３メープル・ペット・ワン303号弁護士法人のぼりべつ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　本間　寛菜
催告期間満了日　令和９年５月７日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和８年（家）第２１２８号
愛知県蒲郡市神明町４番25号
申立人　蒲郡信用金庫
本籍愛知県豊橋市多米中町一丁目10番地15
最後の住所愛知県豊橋市多米中町一丁目10番地の15
死亡の場所愛知県豊橋市
死亡年月日令和８年１月４日
出生の場所京都府天田郡金山村
出生年月日昭和20年８月５日
職業自営業
被相続人　亡　岡本　繁
事務所愛知県豊橋市前田中町11番地３　グランカーサＥＡＳＴ　原法律事務所
相続財産清算人　弁護士　原　健治
催告期間満了日　令和９年５月７日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第３０２８０号
東京都港区赤坂２丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
代表者代表執行役　伊東　武
本籍　広島県呉市阿賀北３丁目828番地
最後の住所広島市佐伯区河内南１丁目33番10号
死亡の場所広島県廿日市市
死亡年月日令和８年２月９日
出生の場所広島県呉市
出生年月日昭和20年12月28日
職業　不明　　被相続人　亡　田中　旦
事務所　広島市中区上八丁堀４番28号
相続財産清算人　司法書士　桒原　地朗
催告期間満了日　令和９年５月７日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第２１２３号
愛知県豊橋市今橋町１番地
申立人　豊橋市
本籍愛知県豊橋市向山台町10番地３
最後の住所愛知県豊橋市草間町字二本松47番地の４
死亡の場所愛知県豊橋市
死亡年月日令和５年１月９日
出生の場所愛知県豊橋市
出生年月日昭和38年７月23日
職業会社員
被相続人　亡　高柳　典由
事務所愛知県豊橋市八通町50番地４ロイヤルステージ羽根井公園１階ほの国法律事務所
相続財産清算人　弁護士　飯田　稔
催告期間満了日　令和９年５月７日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第４００３４号
東京都文京区後楽１丁目４番14号
申立人　一般社団法人日本労働者信用基金協会
本籍北海道岩見沢市幌向北２条１丁目６11番地14
最後の住所北海道岩見沢市幌向北２条１丁目６11番地14
死亡の場所北海道岩見沢市
死亡年月日令和７年３月２１日
出生の場所北海道勇払郡追分町
出生年月日昭和３３年２月３日
職業不明　被相続人　亡　澁谷　康弘
事務所　北海道岩見沢市１条西５丁目４番地２ライズビル２階弁護士法人小寺・松田法律事務所岩見沢事務所
相続財産清算人　弁護士　小野田充宏
催告期間満了日　令和９年５月７日
札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和８年（家）第２１３３号
愛知県北設楽郡設楽町津具字寺屋敷17番地
申立人　村松　豊
本籍愛知県北設楽郡設楽町津具字西長手２番地３
最後の住所愛知県北設楽郡設楽町津具字西長手２番地３
死亡の場所愛知県北設楽郡設楽町
死亡年月日令和８年３月３日
出生の場所愛知県北設楽郡上津具村
出生年月日昭和16年５月30日
職業無職
被相続人　亡　村松　重壽
愛知県北設楽郡設楽町津具字寺屋敷17番地
相続財産清算人　司法書士　村松　豊
催告期間満了日　令和９年５月７日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第８７５号
北海道北斗市本町１丁目１番21号
申立人　新函館農業協同組合
本籍北海道亀田郡七飯町字藤城25８番地
最後の住所北海道亀田郡七飯町字藤城25８番地
死亡の場所北海道函館市
死亡年月日令和５年１月30日
出生の場所北海道亀田郡七飯町
出生年月日昭和35年11月27日
職業不明　被相続人　亡　藤田　収生
函館市宮前町６番22号　米塚茂樹法律事務所
相続財産清算人　米塚　茂樹
催告期間満了日　令和９年５月７日
函館家庭裁判所

令和８年（家）第３００８４号
広島県府中市元町453番地1
申立人　諸上　秀明
本籍広島県府中市府川町343番地3
最後の住所広島県福山市駅家町大字万能倉1306番地2　死亡の場所広島県福山市　死亡年月日令和5年11月19日　出生の場所広島県芦品郡国府村　出生年月日昭和8年4月22日　職業不明
被相続人　亡　赤繁　陽一
広島市西区田方二丁目41番26号
相続財産清算人　山中　隆継
催告期間満了日　令和9年5月8日
広島家庭裁判所福山支部

令和８年（家）第５０５７号
福井県福井市文京１丁目10番42号　ダイアパレス西別院501
申立人　山崎ヨシ子
本籍福井県福井市宝永３丁目1706番地
最後の住所福井県福井市松本３丁目26番３号　ロアール西別院206号
死亡の場所福井県福井市
死亡年月日推定令和６年５月15日
出生の場所福井県福井市
出生年月日昭和22年９月29日
職業自動車保険代理業
被相続人　亡　南部　守正
福井県福井市宝永３丁目４－６　ブランシェＥＭビル101号
相続財産清算人　弁護士　山口　悠
催告期間満了日　令和９年５月７日
福井家庭裁判所

令和８年（家）第７５３３号
名古屋市中区丸の内１－13－11　ジャルダン桜橋ビル４階Ｃ号室　ゆたか法律事務所
申立人　池山豊二郎
本籍名古屋市昭和区楽園町87番地
最後の住所名古屋市中川区荒子２丁目69番地　Ｓｅｒｅｎｏ荒子公園
死亡の場所名古屋市中川区
死亡年月日令和８年２月19日
出生の場所愛知県海部郡津島町
出生年月日昭和９年６月25日
職業無職　被相続人　亡　南条　幸子
事務所名古屋市中区錦３丁目５番30号　三晃錦ビル６階東　弁護士法人名古屋Ｅ＆Ｊ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡部　貴志
催告期間満了日　令和９年５月７日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７５５２号
愛知県豊橋市多米東町１丁目10番地８
申立人　尾崎　真也
本籍名古屋市中村区剣町62番地１
最後の住所名古屋市中村区中村町７丁目58番地北林病院
死亡の場所名古屋市中村区
死亡年月日令和８年５月16日
出生の場所名古屋市中村区
出生年月日昭和54年６月30日
職業無職　被相続人　亡　鈴木　将
事務所名古屋市中村区名駅３丁目26番19号名駅永田ビル５階　清水綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小野　佑輔
催告期間満了日　令和９年５月７日
名古屋家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和７年（家）第２９１号
埼玉県三郷市花和田648番地１
申立人　三郷市
本籍神奈川県川崎市中原区上平間370番地、最後の住所埼玉県三郷市鷹野３丁目66番地５、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定平成20年５月３日、出生の場所北海道雨竜郡北竜村、出生年月日昭和15年５月25日、職業不明
被相続人　亡　辻　定雄
埼玉県越谷市南越谷４丁目11－５トラビ南越谷６階９号室久能法律事務所
改任前の相続財産清算人　久能　由莉子
埼玉県越谷市南越谷４丁目１番地12弁護士法人ＡＲＭＳ（アームズ）法律事務所
改任後の相続財産清算人　中村　信行
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和８年（家）第４８号
宮崎県都城市志比田町６番地７
申立人　大山　弘
本籍宮崎県小林市南西方3655番地、最後の住所宮崎県小林市南西方3739番地、死亡の場所宮崎県小林市、死亡年月日令和５年12月11日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和44年３月27日、職業介護支援専門員
被相続人　亡　山下　功祐
宮崎県都城市上東町３街区11号
改任前の相続財産清算人　司法書士　立野　勝己
宮崎県都城市平江町１街区１号　都城平江町ビル102
改任後の相続財産清算人　弁護士　内田　建太郎
宮崎家庭裁判所都城支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（ヘ）第18号

神奈川県平塚市追分２番１号
申立人　横浜ゴム株式会社
代表者代表取締役　山石　昌孝
申立人代理人弁護士　大林　和人
権利を争う旨の申述の終期　令和９年１月６日
令和８年10月１日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

船荷証券（英文）　３通
証券番号　ＯＮＥＹＢＫＫＦＢＶ833900
船舶の名称　ＺＨＯＮＧ　ＧＵ　ＳＨＡＮ　ＤＯＮＧ号
運送品の種類　横浜ブランドタイヤ
運送品の個数　590本
運送品の記号　ＯＮＥＵ0089720　ＴＨＢＮ17069
荷送人の商号　横浜ゴム株式会社
荷受人の商号　ＴＯＹＯＳＡ社
船積港　タイ王国レムチャバン港
船積年月日　2025年12月７日
陸揚港　チリ共和国イキケ港
運送賃　日本国東京にて前払い
発行者　オーシャンネットワークエクスプレスジャパン株式会社
作成した船荷証券の通数　３通
作成地　日本国東京
作成年月日　2025年12月７日
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第39号

沖縄県沖縄市与儀三丁目12番５－301号県営浜原団地
申立人　長山みどり
本籍沖縄県名護市字稲嶺20番地
最後の住所沖縄県名護市字字茂佐817番地２うんさの森第３市営住宅１－４
不在者　長田　秀昭
昭和46年８月24日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
那覇家庭裁判所名護支部

令和８年（家）第３２４号

岡山県倉敷市川入741番地６
申立人　坂本　竜也
本籍岡山県倉敷市川入741番地６
最後の住所岡山県岡山市北区清輝本町１番15号山中アパート６号室
不在者　坂本　亨
昭和41年１月10日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
岡山家庭裁判所

令和８年（家）第６０１４号

東京都世田谷区池尻３丁目11番31－235号
申立人　鈴木　冴子
本籍長野県佐久市岩村田762番地
最後の住所東京都目黒区大岡山86
不在者　鈴木　省三
明治45年４月２日生
届出期間満了日　令和９年２月３日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５２４４号

新潟市江南区砂岡４丁目６番18号
申立人　樋口　三男
本籍新潟県新潟市中央区本町通九番町1326番地
最後の住所新潟市中央区本町通九番町1326番地（住民票上の住所東京都練馬区北町５丁目18番３号）
不在者　樋口　美代子
昭和24年４月９日生
届出期間満了日　令和９年２月10日
新潟家庭裁判所

令和８年（家）第８９６号

京都府宇治市神明石塚54番地の33
申立人　大西　勝也
本籍京都府京都市伏見区鷹匠町２番地
最後の住所京都府宇治市神明石塚54番地
不在者　布瀬　幸雄
昭和５年11月11日生
届出期間満了日　令和９年２月９日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第１７８３号

東京都八王子市高倉町17番地16
申立人　大森　愛莉
本籍東京都八王子市高倉町17番地16
最後の住所東京都八王子市高倉町17番地16
不在者　大森　隆行
昭和40年６月12日生
届出期間満了日　令和９年２月４日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第４２５３号

神戸市東灘区住吉山手８丁目７番123号
申立人　玉岡　真樹
本籍兵庫県尼崎市昭和通４丁目124番地
最後の住所アメリカ合衆国以下不明
不在者　奥山　二郎
昭和31年３月１日生
届出期間満了日　令和９年２月３日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６９５６号

東京都渋谷区代々木１丁目30番14号天翔代々木ＡＮＮＥＸビル011号室　安永山元法律事務所
申立人　山元　裕子
本籍山梨県南都留郡富士河口湖町大石99番地
最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　渡邉　隆
昭和４年12月５日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６９５８号

東京都渋谷区代々木１丁目30番14号
天翔代々木ＡＮＮＥＸビル011号室
安永山元法律事務所
申立人　山元　裕子
本籍山梨県南都留郡富士河口湖町大石99番地
最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　渡邉　誠
昭和９年11月６日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
東京家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号

北海道虻田郡洞爺湖町高砂町99番地61
申立人　遠藤　秀男
権利の届出の終期　令和８年９月30日
令和８年10月２日　伊達簡易裁判所

（別紙）目録

１　不動産の表示（土地の表示）
所在　虻田郡洞爺湖町浜町
地番　35番３
地目　宅地
地積　172.18平方メートル
２　登記年月日番号
札幌法務局室蘭支局大正６年６月18日受付第584号
３　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正６年６月18日設定
借賃　金60円
支払期　大正６年６月18日
存続期間　20年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　虻田郡虻田村字ビバヲク番外地　高橋　幸平
共同目的物件　虻田郡虻田町字浜町35番１、同番４、同番５、同番６の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１１６号

福島県いわき市桜ケ丘一丁目13番地
債務者　株式会社菅谷
代表者代表取締役　菅谷　陽一
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大堀　和哉
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第７６０１号
東京都豊島区高田３丁目11番14号
債務者　株式会社アイエヌジーコーポレーション
代表者代表取締役　木口　幸路
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤松　　文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０２号
東京都新宿区高田馬場４丁目２番38号
債務者　株式会社ウイングサポート
代表者代表取締役　木口　幸路
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤松　　文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市東園田町五丁目113番地２リーフエイジ園田１階
債務者　株式会社ほくと
代表者代表取締役　池崎　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５０８号
横浜市中区初音町１丁目９番地１
債務者　株式会社ＭＣＦ
代表者代表取締役　伊原　良人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０６号
東京都福生市加美平一丁目６番地18マーサビル１階
債務者　有限会社福生加美平調剤薬局
代表者取締役　吉野美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５３号
京都市右京区西院久田町80番地８
債務者　有限会社地盤データサービス
代表者代表取締役　清瀬　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３７号
岡山県浅口市金光町占見新田283番地１
債務者　株式会社ＳＥＮＣＩＡ
代表者代表清算人　薮井　正章
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　靖隆
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５９１号
愛知県岡崎市宇頭町字東山43番地の１
債務者　有限会社中央樹脂工業所
代表者代表取締役　杉浦　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市矢代町三丁目６番９号
債務者　有限会社小林教材社
代表者代表取締役　小林　裕治
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田周一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時30分
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２１８号
沖縄県那覇市西３丁目15番３号　ソルテラス那覇西町ヴォールｓｅａ1002、住民票上の前住所東京都渋谷区猿楽町19番11号　ＦＫ　Ｄａｉｋａｎｙａｍａ　２
債務者　松本　慶子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　恵介
4　破産債権の届出期間　令和９年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後１時30分
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２４９号
（最後の住所）広島県福山市神辺町大字八尋1254番地
債務者　亡矢田最一相続財産
代表者相続財産清算人　弁護士法人ばらのまち法律事務所
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前　圭佑
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２５号
沖縄県糸満市字糸満1961番地の19
債務者　株式会社総合土木
代表者代表取締役　金城　佳孝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲村こず江
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８３７号
福岡県朝倉市甘木1543番地
債務者　株式会社再生エネルギー
代表者代表取締役　中村　一文
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１８号
福岡市城南区長尾五丁目26番20―203号
債務者　株式会社Ｊフィールド
代表者代表取締役　山川　幸信
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３１０号
山梨県甲州市塩山千野583番地
債務者　株式会社ＭＩＣＲＯ
代表者代表取締役　平塚　政雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７３号
京都市下京区中堂寺前田町10番地12
債務者　株式会社ＳＴＲＥＥＴ　ＶＥＮＤＯＲ
代表者代表清算人　廣瀬　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３７５号
静岡県伊豆の国市韮山韮山150番地の１
債務者　有限会社アイ工芸
特別代理人　一杉　泰博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３３９号
滋賀県栗東市野尻602番地
債務者　株式会社ドルチェ
代表者代表取締役　宝本　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３１号
仙台市宮城野区福室三丁目28番38号
債務者　五勇士興業株式会社
代表者代表取締役　五十嵐好弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時25分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３８９号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の５上松上住宅２－11
債務者　株式会社協立工業
代表者代表取締役　榎　　宏志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９０号
大阪府和泉市内田町二丁目15番３号
債務者　株式会社協立
代表者代表取締役　榎　　宏志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１８９２号
福岡県糸島市神在西四丁目19番12号
債務者　丸義株式会社
代表者代表取締役　柳原　義信
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　早織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４７号
さいたま市南区曲本四丁目20番２号
債務者　株式会社葛西工業
代表者代表取締役　葛西　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５３７４号
大阪市北区西天満６丁目２番14号
債務者　株式会社ＮＫコーポレーション
代表者代表取締役　木下　隆弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１号
香川県高松市瀬戸内町43番15号
債務者　株式会社コトグリーン
代表者代表取締役　小野　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二川　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０４号
福島県会津若松市慶山一丁目７番79号
債務者　株式会社ｃｌｏｃｈｅｔｔｅ
代表者代表取締役　鈴木　敏明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時15分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
鳥取県米子市葭津618番地
債務者　有限会社丸栄商会
代表者取締役　安田　英治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中永　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６９号
島根県松江市伊勢宮町552番地
債務者　株式会社エイアイケイ
代表者代表取締役　小笠原　英
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８５号
京都市伏見区新町二丁目509番地２
債務者　矢島　宏章
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６４９号
さいたま市緑区大門142
債務者　株式会社福路
代表者代表取締役　巽　　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号
大阪市西区江戸堀３－６－20ウエスト江戸堀1002号
債務者　株式会社アイシステムズ
代表者代表取締役　小野乃梨子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２５２７号
名古屋市守山区大字中志段味字四畝物2306番地
債務者　株式会社ＣｒｏｓｓＲｉｎｇ
代表者代表取締役　竹下　義英
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３００号
香川県高松市香川町大野2492番地１
債務者　玉川食品株式会社
代表者代表取締役　横山　真也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６２４号
兵庫県明石市大久保町西島1054番地の７
債務者　株式会社はない
代表者代表取締役　花井　昇吾
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　　望
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１４号
大阪府河内長野市加賀田375番地の10
債務者　株式会社ｋｏｏブランド
代表者代表取締役　岩永　光司
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　成憲
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３号
宮崎市大字跡江1943番地１
債務者　株式会社九州アグリ
代表者代表取締役　若杉　誠吾
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橘　　潤
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３３８号
岡山県浅口市寄島町10978番地１
債務者　薮井　正章
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　靖隆
４　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
福島県いわき市平下平窪字諸荷33番地の１
グリーンヒル102、従前の住所福島県いわき市郷ケ丘四丁目31番地の14
債務者　佐々木伸和
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　慎也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１２２号
福島県いわき市桜ケ丘三丁目27番地の１　サンヒルズ湯本702
債務者　菅谷　陽一
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大堀　和哉
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第８１号
三重県名張市梅が丘南３番町25番地
債務者　丸井　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井関　敏彰
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時
６　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１１９号
茨城県日立市川尻町６丁目36番７号
債務者　吉田　俊江
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　　亮
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時10分
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２２０号
神奈川県足柄上郡山北町平山723番地
債務者　瀬戸　宏利
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東島　貴幸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５６２号
愛知県あま市七宝町遠島鳥居先190番地２　ルーラルハウス101号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字中割23番地の１
債務者　久木　道夫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　積木　　潤
４　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２７号
京都市伏見区深草下川原町１番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ｃ棟613、前住所京都市南区東九条明田町13番地２　新鳥丸日光ハイツ710
債務者　中村建装こと　中村　智敦
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉富　　竜
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時45分
６　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５９２号
愛知県岡崎市宇頭町字東山43番地１
債務者　杉浦　洋一
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　太郎
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時20分
６　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３１４号
神奈川県大和市下鶴間295番地４　リブリ・ＳＡＯＴＯＭＥ211号
債務者　高村　哲史
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　出田　浩一
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午後１時50分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１６号
東京都西東京市富士町６丁目９番７号メゾン・ド・ユリアージュ205号
債務者　福士　実一
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１３号
長野市松代町牧島397番地１
債務者　元田　勇我
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　良平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４４５号
神奈川県藤沢市城南４丁目10番33号　エストレージャ湘南810号
債務者　吉田　栄作
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　正尚
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６００号
静岡市清水区八木間町1781番地
債務者　北條　万令
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前11時
６　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９号
熊本県玉名市天水町小天9278－１　住居型有料老人ホーム湯の郷てんすい、住民票上の住所熊本県玉名市天水町尾田635番地
債務者　望月　享一
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠　賢太朗
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前11時45分
６　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第２３９１号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番17－Ｇ303号
債務者　青柳　浩之
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　康平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時50分
６　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４８２号
横浜市中区本牧間門11番17－２号
債務者　三輪　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午後２時
６　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１３９号
東京都調布市富士見町２丁目14番地19三ツ木富士見町マンション710
債務者　棚橋　尚伎
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　光明
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後１時15分
６　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２６号
長野県松本市波田6058番地４　シャーメゾンシーマウスＡ101
債務者　筒木　育弥
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　康朗
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第６４号
秋田県湯沢市皆瀬字湯元15番地
債務者　柿崎　良夫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　外山奈央子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第２１９１号
横浜市中区北方町１丁目75番地５　ＷＩＬＬシェア山手103号室
債務者　三重　裕伸
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　美樹
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時10分
６　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５号
福島市北沢又字川原田１番地の30
債務者　大串　亜門
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠田　智也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後２時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第９２号
岩手県北上市村崎野14地割469番地１　プレシャスＫ　102、旧住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎一丁目26番地１　アリュール阿見201号
債務者　磯部　拓実
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　望月　敦允
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７８０号
川崎市川崎区小田４丁目６番９号　ＴＥＲＲＡＣＥ－Ｋ　101
債務者　松山　英夫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澄川　圭
４　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前10時10分
６　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２３７２号
横浜市神奈川区斎藤分町18番20－106号
債務者　井田　恭輔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　順
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時20分
６　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５８号
神奈川県鎌倉市山崎1237番地７　ドルフィン山崎Ａ101
債務者　玉林　美宏
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　英男
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時10分
６　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８２号
横浜市港北区高田東４丁目21番３―503号
債務者　小川　朗子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
静岡県富士宮市上条909番地、前住所東京都八王子市川口町2534番地16
債務者　篠崎　美佳
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英寿
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２２３号
横浜市泉区新橋町1409番地１
債務者　佐藤　智史
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３号
神奈川県三浦市三崎町諸磯633、住民票上の住所神奈川県横須賀市吉井２丁目６番４―212号
債務者　小岩裕一郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　由佳子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３８３号
横浜市港南区港南台４丁目31番22号　２Ｆ
債務者　渡辺　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０９号
横浜市中区初音町１丁目９番地１　初音町壱番館301号室
債務者　伊原　良人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５７号
静岡県藤枝市青葉町４丁目９番24号　シティハイツ青葉102、旧住所静岡県島田市岸町1190番地の２
債務者　金原　春雄
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊裕太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０７号
静岡県浜松市中央区笠井新田町842番地
債務者　河合　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小比賀　愛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１９０７号
東京都福生市大字福生1034番地メゾンドボヌアー305号室
債務者　吉野美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９６号
新潟県阿賀野市保田3283番地　ウインドアヴェニューアカイダＡ201
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１８０号
宮崎県日向市大字財光寺往還町77番地、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末3921番地１
債務者　堀川富美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保山博充
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　一般調査期間　令和８年12月28日から令和９年１月12日まで
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３４８号
福岡市早良区田村４丁目12番30―408号　市営田村団地30棟
債務者　田端孝一郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８７号
福岡市中央区那の川２丁目８番19―1002号　クリエート平尾駅前
債務者　松尾　綾香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９３号
福岡県糸島市前原東三丁目11番16号、前住所福岡県糸島市神在西四丁目19番12号
債務者　柳原　義信
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　早織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４５号
福岡県糸島市浦志三丁目13番１―203号
債務者　藤田　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　弘剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１９号
福岡市城南区長尾５丁目26番20―203号　ホルト・ヴィラ城南倶楽部
債務者　山川　幸信
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３５８号
埼玉県行田市大字前谷768番地３
債務者　細谷　尚途
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１３４５号
福岡県糸島市曽根44番地26
債務者　稲原　里美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久間　孝平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３０号
福岡市博多区千代３丁目18番３―1010号　新博多住宅３棟
債務者　岡本　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　千遥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５３号
福岡市東区唐原７丁目５番24―202号　サンシャイン田代
債務者　宮尾　真吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　考
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７７号
福岡市南区和田３丁目25番20―206号　カーサマコイ大橋南
債務者　宮崎　詩織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　智絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２８号
福岡市中央区荒戸３丁目３番17―1106号　ベルザ西公園
債務者　岡本　善行
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６３号
福岡市博多区博多駅南３丁目22番２―705号　クレアトール大西
債務者　古川　浩輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６号
鹿児島県出水市野田町上名285番地
債務者　特手　建磨
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１６６０号
福岡県春日市一の谷１丁目１番地１　ユニーブル春日グラシア502号室
債務者　水本　成美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　浩昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４８４号
福岡県大野城市平野台４丁目８番26号
債務者　佐藤　明人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　崇彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５１号
福岡市西区小戸１丁目37番６―102号　テーラベルデオド
債務者　末松　賢譜
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　和希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４０号
福岡市博多区麦野１丁目２番２号
債務者　白木　理砂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５０号
福岡市東区下原４丁目５番16―502号　ニュー・アンフィニー
債務者　篠原　佑太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６３号
福岡県糸島市志摩小富士443番地
債務者　稲葉　美帆（旧姓前田・吉岡）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野広太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６９号
福岡県春日市上白水６丁目１番地　ＫＹビル207号
債務者　池田　綾香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７９号
福岡県糟屋郡新宮町三代西２丁目13番11号
債務者　井　　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅本　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５号
福島県会津若松市御旗町９番２号　市営住宅片柳町団地２棟203号
債務者　小瀧　孝明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　竹義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東535―１　介護老人保健施設ライフケア鶴賀、住民票上の住所福島県喜多方市豊川町一井字笊田1889番地
債務者　五十嵐　充
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟城　善貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷3436番地１、前住所福島県会津若松市慶山一丁目７番79号
債務者　鈴木　敏明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２８２号
香川県高松市伏石町2179番地６　ドルフィン伏石405号
債務者　小野　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二川　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９６号
香川県高松市西ハゼ町293番地１　ユニヴェールⅡ　Ａ202
債務者　木村　達樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前原　雅也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７０５号
福岡県大野城市筒井１丁目12番17号　シティベールみかさ101号、前住所福岡県大野城市仲畑４丁目31番38号　Ｂ棟101号
債務者　光栄ユニットこと　長谷川清美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０１号
福岡市西区野方７丁目857番地16
債務者　石川　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１８８号
横浜市神奈川区松見町１丁目14番地６　サープラス大口201号
債務者　小濱　由佳
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２号
新潟県新発田市米倉2943番地
債務者　冨澤　信明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第９３号
新潟県新発田市米倉2943番地
債務者　冨澤　典子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１０１５号
仙台市太白区鹿野３丁目27番20―505号
債務者　深水　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸崎　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０６２号
仙台市若林区若林３丁目４番55号
債務者　早坂　彩香
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３０号
仙台市宮城野区福室３丁目28番38―305号
債務者　五十嵐好弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３６号
仙台市青葉区柏木２丁目１番55―503号
債務者　加藤　千穂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　駿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時25分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３４０号
滋賀県栗東市綣一丁目16番５―301号　ツインオークス、前住所滋賀県栗東市野尻602番地（1304）　ルネス・ピース栗東ステーションスクエア
債務者　宝本　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０４号
滋賀県守山市播磨田町1437番地８　市営住宅319号
債務者　村實　優真
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　博貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５７号
広島市安佐南区伴南１丁目39番１号、住民票上の住所広島県東広島市西条町吉行580番地４
債務者　笑楽喜こと　廿日出　宏三
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３６号
広島市西区己斐上１丁目５番23号
債務者　荒木　康成
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田かおり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３号
広島県庄原市三日市町593番地１
債務者　薬師寺恵介
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　剛志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市唐桑町堂角19番地
債務者　吉田　昭美
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　開発　健次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１２９号
大阪府貝塚市半田２丁目17番31号　102
債務者　阪口　和輝
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小美野達之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９４号
大阪府岸和田市磯上町５丁目22番１―202号
債務者　有田　茂幸
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　修大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１９号
栃木県宇都宮市鶴田町2810番地９　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ　302、前住所栃木県鹿沼市檜木町634番地１
債務者　安生　昭成
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相良　英峻
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６２号
横浜市鶴見区矢向３丁目34番16―204号
債務者　中山　　遼
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丁　　絢奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９３号
横浜市緑区竹山１丁目１番地１　1101―136
債務者　大類　信隆
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小嶋　愛斗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９号
滋賀県彦根市西今町641番地11
債務者　上林　隼也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５８７号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の５　上松上住宅２―11
債務者　榎　　宏志
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　密　　克行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９２号
大阪府和泉市肥子町二丁目８番28―301号
債務者　長尾　公文
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
兵庫県明石市新明町８番38号　ベルビュ新明207号
債務者　美味いもん処こんやこと　紺家　正裕
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　脇山　泰朋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
高知県香南市野市町西野976番地３　ベルアントラー　204号、旧住所高知市南はりまや町２丁目14番20号
債務者　百々　章進
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７５号
熊本県八代市日奈久山下町3959番地１
債務者　宮田　万喜
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　帝斗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２７号
茨城県鉾田市秋山447番地
債務者　田山正太郎
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白石　　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２２９号
茨城県那珂市菅谷6093番地２
債務者　鈴木　夏実（旧姓　生田目）
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関山　英忠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１７２号
宮崎県延岡市萩町56番地　ステーションハイツ萩　40Ｄ、前住所宮崎県延岡市栄町３番地１
債務者　櫛山　　豊
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４６２５号
大阪市北区芝田２－２－27－306、住民票上の住所大阪市北区中津６丁目９番26号　ハイムアーキテクト　601号室
債務者　花井　昇吾
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　望
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１５号
大阪市中央区島之内１丁目13番５－206号
債務者　岩永　光司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　成憲
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６６５号
札幌市東区本町１条２丁目２番21－102号
債務者　塩田　智子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５６号
北海道千歳市勇舞８丁目６番20号　スカイピア勇舞Ｆ103号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２６号
札幌市南区澄川４条７丁目７－11、住民票上の住所北海道上川郡新得町屈足柏町東２丁目２番地２
債務者　佐々木智城
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５１号
北海道江別市文京台29番地の２　ジュリアス文京台Ａ－106
債務者　本田　卓矢
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７９号
札幌市中央区南16条西９丁目２番12－205号
債務者　松川　直幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０５号
札幌市豊平区平岸３条８丁目８番24号　ジャルダンⅠ－203号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４４号
札幌市東区北28条東19丁目６番７号　ラフォーレ47－103号
債務者　伊藤　豪正
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６２号
札幌市北区北27条西５丁目２番７号　ノースレジデンス北27条202号
債務者　三船　由理
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７５号
札幌市白石区本通17丁目北３番20－201号
債務者　浅井　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２号
群馬県高崎市下佐野町29番地12
債務者　堀口　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第５９号
新潟県上越市上昭和町８番18号
債務者　高木ケイ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２７７号
香川県高松市香西南町481番地１　マインパレスⅡ　Ａ102
債務者　楠本　裕真
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８７号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町476番地１
債務者　新茶　光晴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９２号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地145、旧住所愛知県名古屋市緑区元徳重二丁目125番地　ダイアパレス徳重グランヒルズ408号
債務者　坂本　　優
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９４号
長崎県長崎市城山町19番11－401号
債務者　濵口　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
長崎県長崎市本原町27番３号　カーサ本原202
債務者　平野　　葵（旧姓小宮）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
長崎県長崎市御船蔵町１番43号　ドリームイン御船蔵202
債務者　田村　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３４号
鹿児島県大島郡龍郷町戸口1737番地３
破産者　株式会社柳砕石
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月29日午後１時30分
令和８年10月19日
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第７７９号
広島市西区庚午中１丁目３番34―504号
破産者　榎　　弥士
1　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午前11時
令和８年10月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６９７号
兵庫県西宮市枝川町10番27―208号
破産者　ＬＩＭ　ＪＩＫＳＯＯ（林直樹）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前10時45分
令和８年10月20日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１０８号
福岡県嘉麻市鴨生510番地２　北斗台県営住宅70301号
破産者　押川　愛美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前11時30分
令和８年10月19日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第３００号
沖縄県那覇市字安謝227番地３　ベルアージュ303、住民票上の前住所沖縄県那覇市曙３丁目６番24号　朝日のあたる家602
破産者　新垣　猛夫
1　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月10日午後２時
令和８年10月16日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７号
秋田市牛島東三丁目７番５号　レオパレス牛島東第３　205号
破産者　坂本　　譲
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月１日午後１時45分
令和８年10月20日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２号
徳島県徳島市北矢三町三丁目２番２号
破産者　株式会社大創
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前11時
令和８年10月19日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
徳島県徳島市国府町南岩延752番地　ラフィーネⅡ　303、開始決定時の住所徳島県徳島市名東町３丁目444番地の14
破産者　安井　良夫
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前11時
令和８年10月19日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６１号
大阪市東淀川区北江口３丁目４番12―502号、開始決定時大阪市東淀川区東淡路１丁目５番１―707号
破産者　尾崎　祥子
1　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時30分
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市食満６丁目14番１―504号
破産者　平田　滉人
1　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
2　一般調査期日　令和９年１月29日午前10時
令和８年10月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１８９号
熊本市東区戸島町141番地１
破産者　有限会社羽田野木材
1　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
2　一般調査期日　令和９年１月12日午後１時30分
令和８年10月19日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
福島県郡山市並木四丁目４番地の３
破産者　吉田　剛始
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後４時
令和８年10月19日
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
岐阜県関市富之保4310番地３
破産者　土屋　秀樹
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午前10時20分
令和８年10月19日　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０５号
横浜市港北区大曽根二丁目17番５号　ソレアード大倉山201、前住所京都市中京区西ノ京職司町67番地37
破産者　谷奥　俊男
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午前10時15分
令和８年10月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５１９号
京都市右京区太秦開日町20番地16　ヴィラみかげ　201、前住所大阪府寝屋川市高倉１丁目26番５号
破産者　山口真理子（旧姓木藤、藤田）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月３日午前10時30分
令和８年10月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３５５号
大阪市北区中津１丁目16番35号
破産者　シンワ株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午後１時40分
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４号
佐賀市兵庫南二丁目19番３号　シャインウエストヒルズＣ202
破産者　横田　　渉
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前10時20分
令和８年10月19日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０８号
埼玉県富士見市水谷東１丁目16番16号
破産者　川島電気こと　川島　　勉
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午後１時20分
令和８年10月20日
さいたま地方裁判所川越支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和８年（フ）第１９２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4550番地２
破産者　外村　　進
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期間　令和９年１月６日から令和９年１月13日まで
令和８年10月20日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第４６４号
宮崎市清武町加納２丁目38番地　エクセル加納Ⅰ―106号
破産者　野田丈一郎
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月20日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5036番地14
破産者　出本由紀奈
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月20日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第９４６号
大阪府大東市氷野１丁目16番47号―317号室、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―2015号
破産者　井上　光雄
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３４２号
大阪市住之江区南港中３丁目９番27―802号
破産者　佐竹　秀隆
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８６号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番４―205号
破産者　中田　雄志
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３２６号
大阪府枚方市池之宮２丁目15番34号
破産者　土橋　尚巳
異議申述期間　令和８年12月15日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３２７号
大阪府枚方市池之宮２丁目15番34号
破産者　土橋　知紗
異議申述期間　令和８年12月15日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第６５６号
北九州市小倉北区井堀３丁目６番３２－４０４号
破産者　小曳　隆史（旧姓小上）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０６０号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＫＴ商事株式会社
代表清算人　小林幸雄
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号
栃木県佐野市下彦間町324番地６
清算株式会社　株式会社下彦間管理
代表清算人　田村　　徹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（ヒ）第１０１号
（本店所在地）和歌山県紀の川市杉原１００番地の１
清算株式会社　株式会社Ｋ整理会社
代表清算人　柏木　孝
１　決定年月日　令和８年１０月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１００３号
神戸市垂水区清水通４番２２号
清算株式会社　ＹＷ管理株式会社
代表清算人　武藤竜太郎
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１４号
栃木県宇都宮市泉町６番３０号
清算株式会社　株式会社サンシャイン
代表清算人　大﨑史雄
１　決定年月日　令和8年10月9日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第２号
秋田県湯沢市大町二丁目１番２５号
清算株式会社　株式会社富谷商店
代表清算人　冨谷　公治
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（ヒ）第１００３号
横浜市中区海岸通１丁目１番地
清算株式会社　株式会社ＫＲ企画
代表清算人　　中村　信仁
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１号
広島県三次市南畑敷町４８４番地
清算株式会社　三次フードセンター株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０２号
広島県三次市南畑敷町４８７番地の１
清算株式会社　三次土地建物株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０３号
広島県庄原市西本町２丁目１番４０号
清算株式会社　株式会社三次フードセンター庄原店
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０４号
広島県三次市十日市西１丁目４番２１号
清算株式会社　三次麦酒株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（ヒ）第3026号
大阪市東住吉区湯里一丁目１番６号
清算株式会社　株式会社Ｃｏｔｏｆ
１　決定年月日　令和8年10月14日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社ｓａｔｅｒａ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（ヒ）第１００２号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社サンライト
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号
奈良県高市郡明日香村大字岡1153番地
清算株式会社　株式会社平山電機興業
代表清算人　平山　茂樹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社平山電機興業（以下「清算会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可確定後１か月以内に、協定債権の7.6616％を支払う。ただし、１円未満の端数金額は切り捨てる。
２　前項の弁済は、清算人代理人弁護士事務所（大阪市中央区北浜三丁目２番12号北浜永和ビル２階こまつ総合法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行口座への振込送金を求めたときは、その指定口座宛に、清算会社の費用負担で振込送金する。

３　本協定に基づく弁済日に、前項記載の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を求めなかった協定債権者に対しては、清算会社は、当該弁済金を大阪法務局に供託する。
４　各協定債権者は、清算会社に対し、清算会社から前３項記載の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
５　１ないし３項記載の弁済を行った後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権額の割合に応じて支払う。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

奈良地方裁判所葛城支部

関係人集会期日等

令和８年（ミ）第４号
名古屋市中区栄三丁目４番２１号
更生会社　株式会社トーシンホールディングス
関係人集会
期日　令和８年11月４日午後２時
場所　東京都目黒区中目黒２丁目４番１号
東京地方裁判所中目黒庁舎１階１０３債権者集会室
会議の目的　意見聴取
令和８年10月19日

東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

令和８年（再）第１号
福岡県飯塚市本町４番22号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家（旧商号　有限会社千鳥屋本家）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第２号
福岡県飯塚市本町４番21号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第３号
福岡市中央区鳥飼二丁目３番６号
再生債務者　有限会社一実
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第４号
福岡県飯塚市新飯塚６番23号
再生債務者　株式会社チロリアン
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

令和８年（再）第１号
福岡県飯塚市本町４番22号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家（旧商号　有限会社千鳥屋本家）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第２号
福岡県飯塚市本町４番21号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第３号
福岡市中央区鳥飼二丁目３番６号
再生債務者　有限会社一実
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第４号
福岡県飯塚市新飯塚６番23号
再生債務者 株式会社チロリアン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第９０号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（14―504）
再生債務者　板東由里子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１００号
埼玉県川越市岸町３丁目26番地84
再生債務者　佃　誠
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６号
秋田県横手市外目字前村42番地１
再生債務者　柴田恵里香
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで

秋田地方裁判所横手支部

令和８年（再イ）第９９号
埼玉県狭山市大字南入曽206番地の１
再生債務者　遠藤　明美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６７号
岐阜市溝口中184番地
再生債務者　髙橋　大介
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで

岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５２号
三重県四日市市大字塩浜373番地４
再生債務者　浦崎　太一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで

津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第３０号
群馬県太田市龍舞町4336番地３
再生債務者　ナカヤマガルシアフリオセサルこと　ナカヤマガルシアフリオセザル
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第３５８号
東京都世田谷区給田５－８－５－D805号
再生債務者　川尻　孝民
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４０７号
東京都八王子市別所１―39―２―103
再生債務者　菅原　　官
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４０９号
東京都江東区大島３－５－２―1102
再生債務者　川村　雄斗
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４０号
神奈川県座間市相模が丘１丁目37番33号
再生債務者　瀧川　　直
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１４号
岐阜県可児市川合460番地　パストラルⅡ―205
再生債務者　小倉　翔太
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第１２１号
神戸市垂水区五色山１丁目１番31号　ＫＴＩレジデンス垂水五色山103号（従前の住所）
岐阜県大垣市宮町２丁目52番地　Ｍｏｒｉｔａｙａ　201号室
再生債務者　田中　雄大
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再ロ）第８号
岡山市中区江崎325番地
再生債務者　岡本　真紀
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４号
岡山県津山市川崎629番地１　レオパレス東松原　103号室（前住所）岡山県美作市横尾545番地
再生債務者　圓見　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２３２号
東京都練馬区北町３―10―８―201
再生債務者　福岡　幸弘
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２８１号
東京都板橋区東山町51―４―403
再生債務者　野辺地　繁
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２１８号
東京都板橋区上板橋３－１－１―413
再生債務者　山中　　健
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７１号
東京都渋谷区笹塚１―63―１―713　都営笹塚一丁目第２アパート　（申立時の住所）東京都渋谷区笹塚３―13―14
再生債務者　熱田　公良
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第９号
岐阜県可児郡御嵩町古屋敷684番地１　サンクチュアリＢ105号
再生債務者　登日　大樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第３６号
岐阜市六条大溝１丁目13番５号（メゾンハイネス　Ａ―102）
再生債務者　野島　正幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５０号
宮城県岩沼市土ケ崎四丁目６番13号
再生債務者　南河　麻希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
栃木県佐野市免鳥町896番地
再生債務者　湯山　洋輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第２０号
埼玉県越谷市宮本町３丁目70番地１　プリムヴェール205
再生債務者　岡本　光真
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目19番17号
再生債務者　泉　　靖彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第５号
岐阜県加茂郡川辺町石神553番地36
再生債務者　山田　竜矢
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第７７号
愛知県知立市西町亀池19番地１　オークビレッジＢ棟102号
再生債務者　尾﨑　龍太
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２１号
大分市曙台１丁目８番３号
再生債務者　後藤　直皓
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２２号
大分市曙台１丁目８番３号
再生債務者　後藤　祐子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２４号
大分市大字皆春427番地の36
再生債務者　柳井　貴博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第７１号
仙台市太白区八木山香澄町33番３－301号
再生債務者　佐々木光二郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９号
山形市北町３丁目３番34号
再生債務者　池田　龍一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
茨城県龍ケ崎市佐沼町11343番地
再生債務者　寺田　幾男
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第６号
東京都八王子市富士見町36番８号
再生債務者　西澤健太郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３７号
東京都昭島市中神町２丁目13番17―202号
再生債務者　澄田　洋明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５０号
東京都町田市小山ヶ丘１丁目14番地26
再生債務者　森　　啓
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５６号
東京都町田市旭町１丁目19番３号グリーンファーム丸屋213
再生債務者　坂本　　崇
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４号
静岡市駿河区小黒２丁目５番９号
再生債務者　寺島　純也
1　決議に付する再生計画案　令和８年５月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２８号
埼玉県八潮市大瀬四丁目８番地１　シティテラス八潮816
再生債務者　川原　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３４号
熊本市東区小山６丁目12番24号
再生債務者　荒木　亮介
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第４９号
熊本市北区楠野町1110番地１
再生債務者　宮下　真吾
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３０号
熊本市西区小島下町4219番地３
再生債務者　秋澤　美佳
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第６４号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目23番地の４　ＥＮＴ・Ｔ　205
再生債務者　中村　正人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼580番地１
再生債務者　井手口昌也
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３６号
熊本市中央区保田窪２丁目11番10号　Ｓ－ＦＯＲＴ保田窪　903号
再生債務者　堤内　直子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第７３号
岡山市北区上中野一丁目16番５号　グリーンビル上中野202号室
再生債務者　沖田　紘行
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第１８号
岡山県真庭市落合垂水1115番地１
再生債務者　瀬島　康史
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第５号
福岡県大牟田市大字今山2207番地５
再生債務者　野下　貴史
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（再イ）第７０号
北九州市門司区高砂町13番１－103号
再生債務者　瀧澤　　稔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第９７号
北九州市門司区城山町２番８号
再生債務者　安藤　栄子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１４号
鹿児島県姶良市東餅田4079番地２
再生債務者　瀬戸口　蓮
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号
鹿児島県霧島市国分下井1804番地１
再生債務者　加藤　　翔
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第６２号
広島市西区庚午南１丁目34番５－501号
再生債務者　鷲津　佑人
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第２１号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1474番地６
再生債務者　永峰　一樹
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
令和８年10月20日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第３号
鳥取県東伯郡北栄町田井８番地20
再生債務者　奥田　享介
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再ロ）第７号
鹿児島市南栄５丁目10番地９　西川ビル501号
再生債務者　松元　正樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺二丁目45番地９
再生債務者　津之浦聖也
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再ロ）第７号
青森県弘前市大字清野袋一丁目３番地３
再生債務者　舘山　昌治
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第４号
鹿児島市東谷山１丁目43番８－４号
再生債務者　古庄　由和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再ロ）第１０００４号
東京都練馬区大泉学園町４－28－６
再生債務者　峰村　規司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第９号

岡山市北区御津河内２９９番地
申立人　江見　明修
住所・居所　不明
所在等不明共有者　江見喜十郎
届出期間満了日　令和９年２月１５日
令和８年１０月１４日
岡山地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　岡山市北区御津河内字見正寺
地番　３２２番
地目　墓地
地積　８５平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１７号

大阪市中央区常盤町二丁目２番13号
申立人　日本建物株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福岡市早良区星の原団地60番203号
所有者　未吉強
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月14日
福岡地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　福岡市西区野方二丁目
地番　18番10
地目　宅地
地積　224．78平方メートル
２　所在　福岡市西区野方二丁目18番地10
家屋番号　18番10
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　69．64平方メートル
２階　23．18平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１２号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
住所・居所　不明
（不動産登記簿上の住所）茨城県鹿島郡旭村大字子生１２番地
所有者　亡皆藤竹次郎相続財産
届出期間満了日　令和８年12月13日
令和８年10月13日
水戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　茨城県鉾田市子生字北町
地番　344番１
地目　宅地
地積　829.56平方メートル
２　所在　茨城県鉾田市子生字北町
地番　345番１
地目　宅地
地積　172.94平方メートル

令和８年（チ）第２号

東京都千代田区霞が関１－１－１
申立人　国　代表者法務大臣　山下　貴司
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　上川　太助
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　別府　萬次郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　奥　新兵衛
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　下門　龍吉
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　下門　喜一郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　長樂　杢太郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　松元　傳次郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　大迫　満右衞門
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　濵田　卜ㅛ
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）　不明
共有者　大迫　ﾊﾂヌ
届出期間満了日　令和８年１２月１２日
令和８年１０月１３日
鹿児島地方裁判所川内支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　鹿児島県薩摩川内市水引町字壱町田
地番　7588番
地目　山林
地積　１４７８１平方メートル
（共有者　上川太助　持分　１０分の１）
（共有者　別府萬次郎　持分　１０分の１）
（共有者　奥新兵衞　持分　１０分の１）
（共有者　下門龍吉　持分　１０分の１）
（共有者　下門喜一郎　持分　１０分の１）
（共有者　長樂杢太郎　持分　１０分の１）
（共有者　松元傳次郎　持分　１０分の１）
（共有者　大迫満右衞門　持分　１０分の１）
（共有者　濵田卜ㅛ　持分　１０分の１）
（共有者　大迫ﾊﾂヌ　持分　１０分の１）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/072.html
（乙）掲載官報
掲載の日付　令和八年九月三日
掲載頁　七十五頁（号外第一九七号）
令和八年十月二十八日
札幌市中央区北三条西三丁目一番地六
（甲）エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社
代表取締役　遠藤　仁
札幌市厚別区厚別東三条三丁目六番一五号
（乙）伊並産業株式会社
代表取締役　前田　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　八頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　八頁
令和八年十月二十八日
札幌市東区東苗穂五条二丁目五番一九号
（甲）株式会社ＭＩＤ　ＡＬＦＡ
代表取締役　相川　政二
北海道釧路市星が浦大通二丁目七番六号
（乙）株式会社エイコー
代表取締役　相川　拓海

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十八頁（号外第二三一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十八頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十八日
札幌市中央区南十六条西十丁目二番二〇号
（甲）株式会社中央不動産
代表取締役　相川　政二
札幌市東区東苗穂五条二丁目六番一〇号
（乙）ＭＩＤ不動産株式会社
代表取締役　相川　政二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十八頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十八日
埼玉県蓮田市西新宿五丁目一四七番地
（甲）株式会社ＭＩＤ
代表取締役　相川　政二
栃木県足利市山川町六九一番地一
（乙）ファーレン栃木南株式会社
代表取締役　相川　拓海

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十八日
埼玉県蓮田市西新宿五丁目一四七番地
（甲）株式会社ＭＩＤネットワーク
代表取締役　相川　政二
東京都中央区銀座七丁目三番五号
（乙）株式会社ＭＩＤネットワーク
代表取締役　相川　政二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年十一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://nova-holdings.jp/about/publicity.html
（乙）https://www.nova.co.jp/
（丙）https://www.jibunmirai.co.jp/corporation/

令和八年十月二十八日
東京都品川区東品川二丁目三番一二号
（甲）ＮＯＶＡホールディングス株式会社
代表取締役　稲吉　正樹
東京都品川区東品川二丁目三番一二号
（乙）株式会社ＮＯＶＡランゲージカンパニー
代表取締役　稲吉　正樹
東京都品川区東品川二丁目三番一二号
（丙）自分未来ホールディングス株式会社
代表取締役　稲吉　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、及び丁は解散することに致しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日
東京都港区港南三丁目五番一〇号
（甲）合同会社こうき
代表社員　津田　和生
高知県高知市福井町五一六番地二
（乙）合同会社りょうま
代表社員　津田　和生
東京都杉並区高円寺南二丁目一番二号
（丙）合同会社高円寺リアルエステート
代表社員　津田　和生
東京都大田区西蒲田七丁目四―四
（丁）合同会社城南会計
代表社員　津田　和生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和八年五月一日の官報（号外第一〇一号）の九十九頁に掲載されております。

（乙）令和八年五月一日の官報（号外第一〇一号）の九十九頁に掲載されております。

令和八年十月二十八日
沖縄県那覇市上之屋一丁目一七番一〇号
（甲）株式会社サンクス沖縄
代表取締役　阿部　晃佳
沖縄県那覇市上之屋一丁目一七番一〇号
（乙）ＡＣＳホールディングス株式会社
代表取締役　阿部　晃佳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の自動車販売事業に関する権利義務の一部を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　八頁
（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十八日
札幌市東区東苗穂五条二丁目五番一九号
（甲）株式会社ＭＩＤ　ＡＬＦＡ
代表取締役　相川　政二
埼玉県蓮田市西新宿五丁目一四七番地
（乙）株式会社ＭＩＤ
代表取締役　相川　政二

吸収分割公告

左記会社は合併して甲は乙の旅館事業（これに関連する一切の事業を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません
（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　七頁

令和八年十月二十八日
東京都豊島区西池袋二丁目四三番五―二〇一号
（甲）株式会社竹屋ホテル
代表取締役　厚海智一朗
山形県鶴岡市湯野浜一丁目九番二五号
（乙）株式会社竹屋旅館
代表取締役　佐藤　航

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデータヘルス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、本吸収分割は、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第二項の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに吸収分割の決定をしております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　七十一頁（号外第一六八号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十八日
東京都豊島区目白三丁目一四番三号
（甲）メドケア株式会社
代表取締役　木村　芳朗
東京都港区芝公園二丁目一一番一号
（乙）株式会社エス・エム・エス
代表取締役　髙畑　正樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ストレスチェック（住所東京都港区芝公園二丁目一一番一号）に対して当社のストレスチェック代行サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

なお、本新設分割は、会社法第八〇五条の規定により、株主総会の承認を経ずに行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十八日

東京都港区芝公園二丁目一一番一号

株式会社エス・エム・エス

代表取締役　髙畑　正樹

組織変更公告

当組合は、令和八年十月二十二日開催の臨時総会において、北武事業協同組合の組織を変更して株式会社（組織変更後の商号　株式会社北武マネジメント、本店所在地　札幌市豊平区月寒中央通六丁目一番一五号）とすることを決議しましたので、これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

札幌市豊平区月寒中央通六丁目一番一五号

北武事業協同組合

代表理事　西川　幸伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

埼玉県川口市戸塚一丁目九番一五号チャールズ2

合同会社ＴＯＢＩＲＡ

代表社員　南　真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

千葉県成田市桜田八四〇番地　合同会社慶

代表社員　山倉　昭夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社シーアイエックスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

合同会社ＣｉＸＸ

代表社員　安村　恭輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区神田松永町一八番地相澤ビル三階　Ｃｕｒｅ　Ｌｉｆｅ探偵合同会社

代表社員　武　正弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内　合同会社ワイエムエー

代表社員　阿部　洋介

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は鐘渕サービス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都墨田区墨田二丁目九番五号

墨東旅客自動車協同組合

代表理事　佐藤　要一

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　七十九頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十八日

東京都世田谷区深沢一丁目三七番六号

株式会社ＩＲＣ２

代表取締役　田中　修治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

名古屋市千種区内山一丁目四番一〇号

Ｆｅｅ　Ｐｅａｃｅ合同会社

代表社員　岡田　拓也

組織変更公告

当社は合同会社から株式会社へ組織変更します。効力発生日令和八年十二月十日、組織変更後の商号は株式会社ＳＨＩＯＮ　ＭＥＤＩＣＡＬです。

異議ある債権者は翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

香川県高松市西春日町一一七四番地一伊鍋ハイツ三〇一

ＮＭＡＳＯＯＤ　Ｔｒａｄｉｎｇ合同会社

代表社員　アクバル　アリ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

福岡市中央区六本松四丁目九番三九号オークス六本松駅前三〇一

ライフサポート合同会社

代表社員　秋山　大亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

沖縄県那覇市牧志三丁目一三―六二フェアスティック牧志二〇三

合同会社ビックドリーム

代表社員　山城　大夢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万千三百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.caitech.co.jp/public-notice/

令和八年十月二十八日

東京都新宿区新宿一丁目二三番一号

カイテク株式会社

代表取締役　武藤　高史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十八日

東京都三鷹市下連雀三丁目三四番一三号

億瓏貿易株式会社

代表取締役　葉　燕　姬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百九十九万六千二百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　五十五頁（号外第一三一号）

令和八年十月二十八日

愛知県半田市北末広町一〇番地

株式会社ゾーエキャピタル

代表取締役　中埜　美和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千万円減少し四億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三一九頁（号外第一〇〇号）

令和八年十月二十八日

滋賀県彦根市清崎町六〇番地

株式会社ＤＮＰ高機能マテリアル彦根

代表取締役　菊川　暁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二百万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十二日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十八日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番六号

日本リゾート株式会社

代表取締役　小久保和則

準備金の額の減少公告

当社は資本準備金の額を二千六百七十二万二千四百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十八日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目五番九

株式会社中工ＨＤ

代表取締役　金井　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百四十二万五百三十八円、資本準備金の額を八千五百四十二万五百三十六円減少し、それぞれ一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十八日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番一四号

株式会社ツクルバ

代表取締役　野村駿太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十八日

東京都北区東十条一丁目一五番一〇号

株式会社モリタ製作所

代表取締役　阿左見秀行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十八日

大阪市平野区瓜破南二丁目一番五六号

株式会社タブチ

代表取締役　田渕　貴之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十八日

沖縄県浦添市牧港五丁目六番三号

株式会社沖永開発

代表取締役　末広　良憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である倉田愛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都八王子市中野山王二丁目一二番二一号

株式会社ＴＭＺ　Ｋｏｒｅａ

日本における代表者　倉田　愛

限定承認公告

本籍東京都渋谷区東一丁目九〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区桜田二丁目七番一六

被相続人　亡　大木　勝邦

右被相続人は令和八年六月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県さいたま市桜区町谷四の二八の一四

相続財産清算人　大木　健吉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千五百七十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五千五百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和八年十月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

訂正公告

令和八年十月五日（号外第二一九号）掲載の不在者財産管理人による供託公告中「事件番号　令和六年（家）第一五一九四号」とあるは「事件番号　令和五年（家）第一五一九四号」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十八日

新潟県加茂市新栄町一五番三六号　司法書士プロサム法務事務所

不在者財産管理人　司法書士　鈴木　利益

訂正公告

令和八年十月二十日（号外第二三〇号）掲載のゲートウェイ鳴門有限会社に係る解散公告中、「清算人　山下　裕之」とあるは「清算人　山上　裕之」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十八日

扱店

取消公告

令和八年八月二十四日（号外第一八八号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和八年十月二十八日

東京都大田区中央六丁目二八番五号

（甲）株式会社旭工業

代表取締役　影山　忍

東京都台東区台東三丁目四六番八号

（乙）株式会社エムケイ

代表取締役　横尾　実

正誤

令和八年五月十九日（号外第百十号）海上保安庁告示第十七号（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二〇ページ第二条表中一行目から三行目までの各行は、いずれも縦書きとする。

ページ	段	行	誤	正
一三二	二	終りから九	令和８年	令和９年

（原稿誤り）

令和八年十月一日掲載の松山家庭裁判所西条支部に係る令和八年（家）第一四一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中